

宜基渉第 33 号
平成23年2月16日

防衛大臣
北澤俊美 殿

沖縄県宜野湾市長 安里 猛

普天間飛行場問題の早期解決について（要請）

貴職におかれましては、平素から普天間飛行場問題の解決促進にむけて、日々ご尽力されていることに対して心から感謝を申し上げます。

本日は、普天間飛行場の早期閉鎖・返還及び危険性除去と基地から派生する諸問題の解決にむけて、次のとおり特段のご配慮を賜りたく要請申し上げます。

1 普天間飛行場の早期閉鎖・返還について

普天間飛行場については、1996年12月の日米特別行動委員会（SAC O）合意で、普天間飛行場の5年ないし7年以内に全面返還するとの最終報告から14年が経過し、さらに2006年5月1日の「再編実施のための日米ロードマップ」から5年を迎えようとしております。

そのような中、2004年8月には、米軍大型ヘリが宜野湾市内の沖縄国際大学本館に墜落するという大惨事も発生し、市民・県民を震撼させたものであり、普天間飛行場の危険性除去と閉鎖・返還を求める市民・県民の声が一段と高まったことはご承知のとおりでございます。

しかし、ヘリ墜落事故から6年を経過した現在においても墜落事故以前と変わらず宜野湾市の住宅地上空では米軍機による早朝から深夜におよぶ旋回飛行訓練が頻繁に続いており、市民は騒音被害と墜落の不安の中で生活を余儀なくされている現状がございます。

一昨年、夏の衆議院総選挙の政権交代で普天間飛行場を国外、最低でも県外と主張した政権が発足し、県外移設が実現できるものと市民・県民は大きな期待と切なる願いを寄せたものであります。昨年の2月には、沖縄県議会において「米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還と県内移設に反対し、国外・県外移設

を求める意見書」が全会一致で可決され、また、同年4月25日に約9万人が参加し開催された「4.25県民大会」においても同様な趣旨で日米両政府に県民の総意を強く訴えたものであります。

しかしながら、日米両政府は、昨年5月28日の日米共同発表で普天間飛行場の代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区に回帰したことは、県民の失望と怒りをかっておりその実現については、不可能としか言いようがありません。よって、一刻も早く普天間問題に終止符を打つためにも市民・県民の総意に反する県内移設での新基地建設を断念し普天間飛行場の早期閉鎖・返還及び県外・国外移設にむけて取り組んでいただきたい。

2 普天間飛行場の危険性除去について

(1) 普天間飛行場の航空機騒音規制措置及び場周経路の遵守について

普天間飛行場の運用については、1996年3月の日米合同委員会において、「普天間飛行場における航空機騒音規制措置」を締結し、「22時から6時の間の飛行及び地上での活動は、米国の運用上の所要のために必要と考えられるものに制限される」としている。

しかしながら、宜野湾市へ寄せられる市民からの基地被害の苦情は夜間22時以降も飛行しているとの苦情が毎年寄せられており、騒音や安眠妨害などの被害を被っている状況であります。また、昨年7月の普天間飛行場の爆音訴訟控訴審判決において、22時以降の夜間飛行が常態化し、国は運用上の必要性について調査・検証するよう米軍に求めるなど、騒音防止協定を遵守させ、実行あるものにするための適切な措置をとっておらず、そのため騒音規制措置が事実上形骸化していると言っても過言ではないと指摘しております。

併せて、2007年8月の「普天間飛行場に係る場周経路の再検討」においても宜野湾市による調査や市民から寄せられる基地被害110番でも住宅地上空を飛行しているとの声が多数寄せられており、米軍が決められた場週経路を遵守せずに日常的に住宅地上空を飛行していることが判明しております。

以上のことから、国は、普天間飛行場に関して日米合同委員会で合意した事柄について、現状を検証することなく「合意書」の締結をもって取り組みを終わってきたのではないかと。「航空機騒音規制措置」や「場周経路の再検討」の合意事項を国として、米軍が合意事項を遵守するよう強く取り組んでいただきたい。

(2) 普天間飛行場のクリアゾーン問題及びMV-22オスプレイ配備について

本市が2007年12月に入手した「1992年普天間飛行場マスタープラン」には、滑走路両端からクリアゾーン（土地利用禁止区域）が設定されていることが明らかになっている。この普天間マスタープランにおいては、「普天間飛行場のクリアゾーンは、滑走路中心線の両側と、滑走路両端から伸びる部分に設定されており、障害物を排除し離発着の際の安全を確保するためのエリアである。」とされており。

この普天間飛行場マスタープランのクリアゾーンを分析したところ、飛行場施設外の民間地域に大きく張り出す形でクリアゾーンが設定されており、このクリアゾーン内には普天間第二小学校や新城児童公園などの公共施設、保育所、医院等18箇所、住宅約800戸があり、地域内に約3,600人が居住しております。これらの事実は普天間飛行場が周辺住民にとって、最低限の安全も確保できない危険な基地であることは明白であり、このような危険な状況を一刻も早く解決するべきであります。

2011米会計年度海兵隊航空計画によると、2010年10月にオスプレイ中隊（VMM-561）、2011年10月（VMM-562）にオスプレイ中隊が米本国のミラマー基地（サンディエゴ）で立ち上げられ、これら2個中隊が普天間飛行場のCH-46中隊と2012年10月から2014年にかけて交替する計画となっております。

MV-22オスプレイは、導入段階から墜落事故が多く、昨年4月のアフガニスタンで空軍のオスプレイが墜落し4人が死亡したとの報道がされており、更なる墜落の危険性や騒音被害の増加が懸念されるオスプレイの配備には強く反対していただきたい。

3 普天間飛行場周辺の住宅防音工事対象区域の拡大及び地上デジタル放送受信被害の解消について

普天間飛行場周辺では、滑走路両端区域を中心に80W値以上が昭和56年7月に75W値以上が昭和58年9月に住宅防音工事の対象区域とされておりますが、相次ぐ住宅地上空での米軍ヘリの旋回飛行やFA18ジェット戦闘機等の外来機飛来のため市内全域での騒音が発生し、多くの市民から住宅防音工事の強い要望の声が上がっております。このような状況下にある市民の声をぜひ

受け止められて現行基準を見直していただき、住宅防音工事の市内全域への拡大と区域指定告示後に建築された住宅についても防音工事の対象とするようお願い申し上げます。

また、2011年7月の地上デジタル放送への完全移行が進められておりますが、それに伴って宜野湾市内の世帯から「米軍機が飛行するたびに地上デジタル放送の電波が途切れ、テレビが見えない」といった苦情が多数寄せられております。現在、沖縄防衛局と地上デジタル放送受信被害の解消にむけて協議しているところでございますが、今後とも地上デジタル放送完全移行までに受信被害の解消にむけて特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。